

平成30年11月

お客さま各位

川崎信用金庫

## クリーンビル(外貨小切手等)の取扱い停止について

平素は格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。  
ます。

さて、当金庫では、**平成30年12月3日(月)以降、外貨小切手等(外貨・円貨を問わず海外を支払地とする小切手等)の取扱いを停止させていただきます。**

外貨小切手等は、発行人（振出人）等の正確な情報を得ることが困難であり、当金庫ならびに海外へ取立を委託する金融機関において「外国為替及び外国貿易法」や関連規制等に基づく確認が難しい状況にあることから取扱いを停止することと致しました。

今後においては、被仕向送金決済へのお切替えをご検討いただきますようお願い申し上げます。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上



平成30年11月27日現在